

# 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン 改訂に向けた NGO 提言書

2007 年 11 月 26 日

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)  
原子力資料情報室  
国際環境NGO FoE Japan  
市民外交センター  
メコン・ウォッチ

**【提言作成団体】**

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-3-2 三信ビル 401  
TEL: 03-3556-7325 FAX: 03-3556-7328

原子力資料情報室

〒162-0065 東京都新宿区住吉町 8-5 曙橋コーポ 2 階 B  
TEL : 03-3357-3800 FAX : 03-3357-3801

国際環境 NGO FoE Japan

〒171-0014 東京都豊島区池袋 3-30-8 みらい館大明 1F  
TEL: 03-6907-7217 FAX: 03-6907-7219

市民外交センター

〒132-0033 東京都江戸川区東小松川 3-35-13-204

メコン・ウォッチ

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 2F  
TEL: 03-3832-5034 FAX: 03-3832-5039

作成協力：満田夏花（地球・人間環境フォーラム）

**【賛同団体】**

アジア開発銀行福岡 NGO フォーラム (FNA)、A SEED JAPAN、インドネシア民主化支援ネットワーク、エコロ・ジャパン、オーフスネット、ジュマ・ネット、水源開発問題全国連絡会、特定非営活動法人トランスペアレンシー・ジャパン、NGO 福岡ネットワーク (FUNN)、AM ネット

## 提言書の背景及び目的

2008年10月より、国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構（JICA）と統合、また国際金融等業務は新設される株式会社日本政策金融公庫の一部門として発足することが決まりました。また、2003年10月に施行された「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」には、「ガイドラインが施行されて5年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改訂を行う」と記載されています。

このような状況を踏まえ、JBICでは海外経済協力業務と国際金融等業務それぞれにおいて、ガイドラインの実施状況の確認を行い、改訂に当たっては、ガイドラインに従って、我が国政府、開発途上国政府等、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞きつつ、透明性を確保した形で行う<sup>1</sup>としています。

私たちは、同ガイドラインが施行される以前より、JBICの支援してきたプロジェクトを市民の立場からモニターし、環境的・社会的に負の影響がある場合には、問題を提起し、解決・改善するために活動してきました。そしてガイドラインが施行されてからは、その運用にも注目してきました。そのような立場から、今回のガイドラインの見直しと改訂において、JBICを始め多くの関係者と私たちの問題意識を共有し、ガイドラインの基準また実施向上に役立てたいと考え、提言書を作成しました。

提言書作成にあたっては、活動してきたプロジェクト（2003年施行のガイドライン適用及び適用外の案件）を振り返り、現地で問題となった点あるいは私たちが問題としてきた点とガイドラインの運用を検証するとともに、ガイドラインが施行された2003年10月以降の国際金融機関<sup>2</sup>を巡る情勢を踏まえました。この数年の間で、世界銀行グループの国際金融公社（IFC）のセーフガード政策、民間銀行の環境社会配慮政策である赤道原則、経済開発協力機構（OECD）のメンバーになっている輸出信用の環境社会配慮基準であるコモンアプローチの改訂が実施されています。このほか、世界銀行のイニシアティブで実施された、採掘産業は、世界銀行の目標である持続可能な開発と貧困削減に資するの否かを検証した「採掘産業の再検討（EIR）」は、2003年12月に発表され、世界銀行の採掘産業に対する関与に厳しい勧告がなされました。また、EIRの中でも提言された「歳入に関する透明性の確保」については、G8など国際的な場でもその重要性が認知されてきています。その他、先住民族の権利を巡っては、今年の9月に国際連合の場において先住民族の土地の権利や民族自決権などの幅広い権利を認めた「先住民族の権利に関する宣言」が採択されました。

なお、本提言において、「新JBIC」とは株式会社日本政策金融公庫の一部門として設立される国際協力銀行、「新JICA」とは2008年10月以降の独立行政法人国際協力機構、「新機関」とは新JBIC及び新JICAの双方を指します。

<sup>1</sup> NGOが提出した環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（ガイドライン）のレビュー及び改訂に関する公開質問状への回答（2007年6月4日）

<sup>2</sup> 世界銀行（IDA/IBRD）、国際金融公社、アジア開発銀行、米国輸出入銀行、海外民間投資公社、フランス貿易保険会社

## 目次

### ガイドラインへの提言

#### 第1部に対する提言

1.	環境レビュー中の案件の情報公開の範囲	1
2.	情報公開の方法	2
3.	ステークホルダーからの意見への対応	2
4.	融資決定後の情報公開	3
5.	異議申立て期間に関する情報公開	4
6.	モニタリング報告書の公開	4
7.	環境社会配慮審査会の設置	5

#### 第2部に対する提言

8.	地域住民等との協議	5
9.	非自発的住民移転	6
9.1.	再取得価格による補償	6
9.2.	事前の補償	6
9.3.	移転・補償合意文書	7
9.4.	住民移転計画	7
9.5.	情報公開と協議	8
9.6.	苦情処理メカニズム	9
10.	先住民族	10
10.1.	依拠すべき国際条約・宣言と基本原則	10
10.2.	自由で事前の十分な情報を得た上での合意	10
10.3.	先住民族への配慮に関する計画	11
11.	社会的合意の形成	12
11.1.	ステークホルダー分析	12
11.2.	ステークホルダーとの協議の記録	12
12.	モニタリング報告書の公開	12

#### 新機関が新たに取り組むべき課題

13.	原子力関連プロジェクト	13
13.1.	求められる要件	13
13.2.	協議と情報公開	14
13.3.	カテゴリ分類と環境チェックリスト	14
13.4.	第三者機関の設置	15
14.	歳入の透明性	15
14.1.	歳入の透明性に関する基本方針	15
14.2.	採掘産業におけるガバナンスリスクのレビュー	15
14.3.	政府への支払いと政府との主要な合意の情報公開	16

#### JBICが行う調査の情報公開

15.	案件発掘・形成調査、および輸入・投資事業化等促進調査結果の公開	16
16.	有償資金協力促進調査の情報公開	17

### 案件事例における課題及び教訓

カシャガン油田開発事業	18
ミンダナオ石炭火力発電事業	19
オリッサ州森林セクター開発事業	20
サンロケ多目的ダム事業	21
スマラン総合水資源・洪水対策事業	22
パハン・セラングール導水事業	23
南部ハイウェイ建設事業	24

## ガイドラインへの提言

### 第 1 部に対する提言

#### 1. 環境レビュー中の案件の情報公開の範囲

新機関は、環境社会配慮に関する主要な文書を入手後速やかに公開するべきである。環境社会配慮に関する重要な文書とは、環境アセスメント報告書、環境管理計画、住民移転計画、先住民族への配慮に関する計画及び生活再建計画並びにこれら文書に添付される作成段階で行われたステークホルダーとの協議に関する情報を含むが、これらに限られない。また公開対象は、当該国で承認されたものに限られず、その翻訳版も含む。

##### (現状)

- ・ 現行ガイドラインでは、JBIC は「環境アセスメント報告書等」を公開することとされており、実際には環境アセスメント報告書と環境許認可許可証だけが公開されている。環境管理計画、住民移転計画などその他の重要な環境社会配慮に関する文書は公開されていない。また、翻訳版を入手しているにも関わらず、当該国で承認されたもののみを公開している例がある。

##### (趣旨)

- ・ 環境社会配慮におけるステークホルダーの参加を可能にし、審査の透明性とアカウンタビリティを高めるため、環境社会配慮に関する重要な文書は新機関が自ら公開するべきである。環境管理計画、住民移転計画、先住民族への配慮に関する計画等も、環境社会配慮を行う上で重要な文書であり、新ガイドラインはこれらの文書をも公開することを明記すべきである。

##### (他機関の事例)

- ・ JICA は、カテゴリ A・B の案件について、環境アセスメント報告書等の他、「住民移転に関わる計画書、先住民族への影響緩和に関する計画書等相手国政府・実施機関から入手した環境社会配慮に関する主要な文書」を入手後速やかに公開するとしている<sup>3</sup>。
- ・ 世界銀行は、環境アセスメント報告書（環境管理計画を含む）、住民移転文書、先住民族への配慮に関する計画等を公開している<sup>4</sup>。
- ・ ADB は、環境アセスメント報告書（環境管理計画を含む）、住民移転計画、先住民族への配慮に関する計画等を公開している<sup>5</sup>。
- ・ OPIC は、カテゴリ A の案件について、環境アセスメント報告書の他、初期環境監査、環境管理計画、環境回復計画を公開している<sup>6</sup>。
- ・ Coface は、「環境影響評価及びその他関連環境社会情報（環境管理計画や住民移転行動計画）」について、ウェブサイト又は請求に応じて公開している<sup>7</sup>。

<sup>3</sup> JICA ガイドライン 3.4.2.1。

<sup>4</sup> World Bank, OP4.01, Environmental Assessment, para.18, World Bank, Policy on Disclosure of Information, paras.31, 34.

<sup>5</sup> ADB, Public Communication Policy, paras.77, 82, 85, ADB, Environmental Policy, para.65.

<sup>6</sup> OPIC, Environmental Handbook (February 2004), p.14, OPIC, Anti-Corruption & Transparency Initiative: Fact Sheet, p.2.

<sup>7</sup> Coface, Coface and Environment (Last Updated May 2006), p.9.

## 2. 情報公開の方法

新機関は、環境社会配慮に関する主要な文書を、ウェブサイト上に掲載すると同時に、本部及び事業実施国における新機関の現地事務所（現地事務所が存在しない場合は、事業実施国を担当する在外公館）において、誰もが自由に閲覧・複写が可能な状態で公開すべきである。また、当該事業により影響を受ける地域住民や現地 NGO からの要請がある場合には、文書の写しを無償で交付・送付すべきである。

（現状）

- ・ JBIC は、入手した環境アセスメント報告書等の公開場所を広報センターに限っており、希望者は、広報センターにおいて閲覧することができ、また複写をとるために 1 日間借り出すことができる。しかし、JBIC の広報センターは東京だけに置かれているため、環境社会配慮に関する重要な文書へのアクセスが限られる結果となっている。
- ・ 現地住民団体が公開を求めたが、広報センターでの閲覧・複写を案内された例がある。

（趣旨）

- ・ 世界中のどこからでも容易にアクセスできるように、ウェブサイトを通じて公開すべきである。
- ・ 環境社会配慮に関する重要な文書は現地で公開されることが要件となっているが、必ずしも現地で容易に入手できるわけではない。最も事業に関心を有する事業による影響を受ける地域住民や現地 NGO が容易に入手できるよう、事業実施国の現地事務所ないし在外公館において公開し、被影響住民には無償で写しを交付・送付すべきである。

（他機関の事例）

- ・ JICA は、開発調査によって作成された EIA 等を全て PDF としてウェブサイトで開催している<sup>8</sup>。
- ・ 世界銀行は、EIA を全て PDF にしてウェブサイト上で公開している。
- ・ ADB は、EIA のサマリーをウェブサイト上で公開している。
- ・ IFC は、借入人のウェブサイト上に公開された EIA に、IFC のウェブサイトからリンクを貼っている。
- ・ Coface は、EIA だけでなく、その他の文書（たとえば、住民移転計画）についても、事業者のウェブサイト上の当該文書へのリンクを掲示している。

## 3. ステークホルダーからの意見への対応

新機関は、プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地 NGO からの意見や懸念が表明された場合には、事業者の対応やこれに対する JBIC の評価について回答するなど、適切な対応を取るべきである。

（現状）

- ・ 現行ガイドラインにおいては、JBIC はステークホルダーの情報提供を歓迎するとされているが、寄せられた情報に対する対応については規定されていない。
- ・ 環境レビュー期間中に、JBIC に対して被影響住民や NGO から同案件への懸念を表明する書簡が提出されたが、そうした懸念に対する JBIC の対応、把握状況、そして改善状況について、書簡を提出した住民、NGO に適切な返答や説明がない例がある。

（趣旨）

- ・ JBIC ガイドラインは、環境社会配慮確認にあたり、アカウントビリティを確保したブ

<sup>8</sup> JICA ガイドライン II 2.1.8.

ロセスの重要性をうたっている。環境レビューにおいて、プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地 NGO からの懸念に回答することは、新機関がアカウンタビリティを果たす上で最低限必要である。

#### 4. 融資決定後の情報公開

新機関は、融資契約締結後に、環境チェックリストに基づく環境社会配慮確認の結果及び当該事業の環境社会影響に関する融資機関としての所見ないし環境審査結果を公開すべきである。また、環境レビュー結果に以下の内容を記載すべきである。

- ・ 借入人と合意された主たる環境社会配慮上の対策
- ・ ステークホルダーから提供された意見・懸念に対する事業者の対応と、当該対応に対する JBIC の評価

##### (現状)

- ・ 現行ガイドラインでは、融資契約後環境レビュー結果を公開することとしているが、その内容については規定がない。
- ・ 現在公開されている「環境チェックレポート」「事前事業評価表」には、予想される環境社会影響及び取られる対策が極めて短く要約されているのみである。
- ・ ステークホルダーから出された意見や懸念に対する対応策や JBIC の評価も明らかにされていない。
- ・ 環境チェックリストに基づく環境社会配慮確認の結果も公開されておらず、外部からはその妥当性を確認することができない。

##### (趣旨)

- ・ JBIC による環境社会配慮確認のアカウンタビリティを確保するため、ガイドライン遵守がされていると判断された根拠が明らかにされるべきである。
- ・ 現行ガイドラインは、ステークホルダーからの意見を歓迎する旨が記されている。JBIC は、情報・意見を受け付けるのみでなく、寄せられた懸念に対する事業者の対応とこれに対する JBIC の評価を明らかにすべきである。

##### (他機関の事例)

- ・ 世界銀行は、Project Information Document (PID) 及びそのアップデート、Integrated Safeguard Data Sheet (ISDS)、Project Appraisal Document (PAD)、融資契約書等を公開しており<sup>9</sup>、環境レビュー結果等を詳細に記載している。また、実施中に環境社会配慮上の問題が発生し、ステークホルダーからの意見・懸念が表明された場合に Q&A ページの中で世銀の対処方法を明らかにしている例がある<sup>10</sup>。
- ・ ADB は、パブリックセクター融資においては世銀とほぼ同レベルの公開を行っているが、プライベートセクター融資においても、Report and Recommendation of the President(RRP)の簡略版が公開され、環境レビュー結果等を詳細に記載している。

<sup>9</sup> World Bank, Policy on Information Disclosure, paras.15, 18, 30, 72.

<sup>10</sup>

<http://www.worldbank.org.pk/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/SOUTHASIAEXT/PAKISTANEXTN/0,,contentMDK:21144808~pagePK:141137~piPK:141127~theSitePK:293052,00.html#question1>

## 5. 異議申立て期間に関する情報公開

新機関は、各プロジェクトについて、ガイドラインに基づく異議申立てが可能な期間を公開すべきである。

(現状)

- ・ 現在の異議申立て手続要項では、異議申立てが可能な期間は、円借款については案件に関する JBIC の評価を示した時から、その他の業務については融資契約調印時から、貸出終了日までに限定されている。
- ・ 一部の事業の融資契約調印日を除き、上記の期間は公開されていない。したがって、異議申立てを希望する地域住民は、当該申立てが可能かどうかを判断することができない。

(趣旨)

- ・ 地域住民が異議申立て可能か否かを判断できるよう、異議申立て期間を公開すべきである。

(他機関の事例)

- ・ 世界銀行のインスペクション・パネルにおいては、申立ては意思決定前から可能である。一方、融資が 95%以上実行された場合は申し立てることができないが、ウェブサイト上で融資実行の進捗状況が公開されている。
- ・ ADB のアカウンタビリティ・メカニズムにおいても、申立ては意思決定前から可能である。一方、事業完了報告書発行後は申し立てることができないが、同報告書はウェブサイトに掲載されるため、終了時点は明らかである。

## 6. モニタリング報告書の公開

新機関は、カテゴリ A のプロジェクトについて、事業者から入手した環境社会モニタリング報告書を入手次第速やかに公開し、また新機関が自ら行うモニタリング結果を公開する。

(現状)

- ・ 現行ガイドラインでは、モニタリング結果はステークホルダーに公開されていることが望ましいとされているのみであり、JBICによる公開は規定されていない。

(趣旨)

- ・ 環境社会モニタリング報告書は、環境対策や移転対策等が適切に実施されているか、予期されていなかった環境社会影響が生じていないか等、事業の進行に伴う状況を把握するために重要な文書であり、公開されるべきである。

(他機関の事例)

- ・ ADB は、事業実施者が作成する環境社会モニタリング報告書を公開している<sup>11</sup>。
- ・ 米国輸銀では、2006年に米国輸出入銀行法が改正され、モニタリング報告書の公開が義務付けられている<sup>12</sup>

<sup>11</sup> ADB, Public Communication Policy, para.92.

<sup>12</sup> 12 U.S.C. § 635i-5(a)(1)



## 7. 環境社会配慮審査会の設置

新 JICA が行う有償資金協力業務についても、常設の第三者機関による助言を得るべきである。また、新 JBIC にも、常設の第三者機関を設置し、融資前の審査にあたって審査会からの助言を得ると同時に、融資承諾後の案件に関する環境社会配慮面での助言を得るべきである。

(現状)

- ・ 現在 JBIC においては、環境社会配慮確認にあたって、常設の第三者機関からの助言を得る仕組みは設けられていない。

(趣旨)

- ・ JICA が現在設置している環境社会配慮審査会が円借款の審査段階、実施段階に関与することにより、開発調査のフォローアップを強化し、円借款事業の質の向上を図ることが期待される。
- ・ 円借款事業、国際金融等業務などにおいては、審査の透明性や情報公開の促進、アカウントビリティの確保などが課題とされており、これらの課題を克服するために第三者性の高い審査委員会を設けることは有意義である。

(他機関の事例)

- ・ 現在 JICA には環境社会配慮審査会が設置され、環境社会配慮の支援と確認について、常設の第三者機関からの助言を得ている<sup>13</sup>。審査会の設置により、JICA の協力事業の透明性とアカウントビリティの向上、環境社会関連調査の質及び事業そのものの環境社会配慮の質の向上等の成果が得られている<sup>14</sup>。

## 第 2 部に対する提言

### 8. 地域住民等との協議

新機関は、主要な環境社会配慮に関する文書の作成過程で行なわれた協議について、現地の言論の自由の保障状況など公正な協議を担保する条件に配慮しながら、協議の開催時期・場所、参加者、進行方法、主要なステークホルダーの意見とこれに対する対応など協議の実施状況を審査し、協議が適切に実施されたか否かを確認する。

(現状)

- ・ 現行ガイドラインにおいては、早期の段階から、情報が公開された上で、ステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要とされているが、運用においてはこの趣旨が必ずしも十分活かされていない。
- ・ 協議は行われたもののステークホルダーの質問や懸念に対する回答がない、ステークホルダーから提起された懸念が事業計画、EIA 等において検討されていない、ステークホルダーによる意見表明が困難な雰囲気の中協議が実施されている、間接的な影響を受ける住民がステークホルダーとみなされず協議に参加していないなどのケースが見られる。

(趣旨)

- ・ 協議の形骸化を防ぐため、新機関は協議の実施状況に関する情報を公開し、パブリック

<sup>13</sup> JICA ガイドライン 2.4。

<sup>14</sup> JICA 環境社会配慮審査会「国際協力機構(JICA)環境社会配慮審査会第 1 期のまとめについて(報告)」。

- レビューにかけた上で、協議の適切な実施を確認すべきである。
- ・ 協議において、主要なステークホルダーが自由に意見を表明し、これに対する事業者の適切な対応を確保するため、言論の自由の保障状況などを考慮した上で、協議の実施状況の様々な側面を確認の対象とすべきである。

## 9. 非自発的住民移転

### 9.1. 再取得価格による補償

被影響住民が、移転前の生活水準を少なくとも維持できるように、土地及びその他資産の喪失に対する「完全な再取得価格」<sup>15</sup>が補償されるべきである。当該国の法制制度上完全な再取得価格による補償が保障されておらず、又は当該国において実態上完全な再取得価格による補償が行われていない場合は、再取得価格による補償を確保するための追加的な措置が法的拘束力ある文書として合意され、融資契約等に盛り込まれるべきである。「完全な再取得価格」算定のために市場価格調査が実施されているべきである。

(現状)

- ・ 現行 JBIC ガイドラインは、移転住民が以前の生活水準を少なくとも回復できるだけの補償を求めているが、その補償水準については規定されていない。

(趣旨)

- ・ 生活水準を最低限回復するためには、完全な再取得価格が保障されていることが必要である。
- ・ 相手国の法制度上再取得価格による補償が保障されていない場合は、そのギャップが埋められる追加的な措置が図られ、移転住民が貧困化しない対策がとられていることを確保すると同時に、当該措置が融資契約の付属書など、法的根拠のある文書として残されていることが必要である。

(他機関の事例)

- ・ 世界銀行、ADB、IFC いずれも再取得価格による補償を要件としている<sup>16</sup>。

### 9.2. 事前の補償

非自発的住民移転を伴うプロジェクトについては、十分な補償及び支援策が、移転前に与えられなければならない。

(現状)

- ・ 現行 JBIC ガイドラインは、補償時期について「適切な時期」と曖昧な表現になっている。

(趣旨)

<sup>15</sup> 喪失した財産・収入と同額の財産、所得を再度入手するのにかかる費用。例えば土地については、世銀 OP4.12 において、以下のように定義されている。

農地：「同等の生産性を持った近隣の土地の市場価格（事業前または移転前のどちらか高い方）+ 類似のレベルに整備するためのコスト+ 登録・受け渡しコスト」

都市域：「同等のサイズ及び用途の土地で同様またはそれ以上の公共インフラ設備・サービスを有した近隣の土地の市場価格（事業前または移転前のどちらか高い方）+ 登録・受け渡しコスト」

<sup>16</sup> World Bank, OP4.12: Involuntary Resettlement, para.6(a)(iii), ADB, OM Section F2/BP, para.4(iii), IFC, Performance Standard 5: Land Acquisition and Involuntary Resettlement, para.8.

- ・ 非自発的住民移転による住民の貧困化を防ぐためには、補償や他の移転に対する支援策は事前に与えられなければならない。

(他機関の事例)

- ・ 世界銀行、ADB、IFC いずれも事前の補償を要件としている<sup>17</sup>。

### 9.3. 移転・補償合意文書

非自発的住民移転に伴う移転・補償の合意にあたっては、対象者は移転及び補償内容に対する合意書の内容を理解していなければならない、また合意書は対象者に渡されていないとてはならない。

(現状)

- ・ 現行JBICガイドラインでは、補償に関する合意書については規定がない。
- ・ 現在のJBICガイドライン上で、「対象者との合意の上で」という文言はあるものの、実際には、合意する際、つまり、合意書に署名をする際、対象者が合意書の内容を理解しないまま署名してしまうケースがこれまでにあった。
- ・ そうしたケースの多くの場合、合意書、もしくは、その複写さえ、対象者の手元に残されていなかったため、後日、合意の内容を確認できず、曖昧なまま、正当な補償措置を受けられない対象者がいる。もしくは、その補償措置が正当であるかどうかも確認できない状況がある。

(趣旨)

- ・ 影響を受ける地域住民からの合意取得にあたっては、合意内容を対象者が理解していることが当然の前提である。
- ・ 影響を受ける地域住民が、補償内容を理解し、その正当性を確認するため、合意書が対象者に対して交付される必要がある。

### 9.4. 住民移転計画

非自発的住民移転を伴う案件には、以下を含む住民移転計画が策定されなければならない。

- ・ 事業概要
- ・ 住民移転に係る基本方針及び法制度
- ・ 影響の規模・内容
- ・ 社会的に脆弱な被影響住民（貧困層、少数民族、先住民族など）の規模とその内容
- ・ 被影響住民の社会経済的状況に関する調査結果
- ・ 非自発的住民移転による影響を最小化するような代替案の検討
- ・ 市場価格調査に係る計画
- ・ 補償に係る基本方針、法制度、補償受給対象者の定義、喪失する資産、補償方法、カット・オフ・デート
- ・ 補償以外の手当て
- ・ 代替地、代替農地が用意される場合は、その確保状況、整備計画。用意されない場合は、その理由（以下、代替地に関する情報）
- ・ 生活維持・向上のための施策（以下、生計回復計画）
- ・ 実施体制・スケジュール

<sup>17</sup> World Bank, OP4.12: Involuntary Resettlement, para.10, ADB, OM Section F2/OP, para.36, n.19, IFC, Performance Standard 5: Land Acquisition and Involuntary Resettlement, para.16.

- ・ 住民説明・協議及び公開：現在までの状況、主たる意見とその対応、今後の計画
- ・ モニタリング手法、項目・指標、期間、頻度、実施体制
- ・ 被影響住民がアクセスできる苦情申立て・紛争解決の手続き
- ・ 予算
- ・ 被影響住民との協議記録

(現状)

- ・ 現行 JBIC ガイドラインは、大規模な非自発的住民移転が発生するプロジェクトについて、「住民移転に係る基本計画等」の提出を求めているだけで、住民移転計画の詳細については定めていない。

(趣旨)

- ・ 住民移転に関するアカウントビリティを確保し、ステークホルダーによる十分な情報に基づく協議を可能にするため、上記の内容を含む住民移転計画が作成される必要がある。
- ・ また、非自発的住民移転を伴うプロジェクトがガイドラインの要件を満たしているか否かを確認するためにも、住民移転に関する最も基本的な情報である影響の内容(立ち退き、所有用地の喪失、土地へのアクセスの喪失)、社会的に脆弱な被影響住民に関する事項について、これら情報を含む文書が必要である
- ・ 当該段階で明らかになっている範囲で、「移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復」するための具体的な措置、今後の主要なアクション、モニタリング計画などについても住民移転計画に含められ、公開されていなければならない。

## 9.5. 情報公開と協議

非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクトについては、以下の要件が満たされていなければならない。

- ・ 非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクトについては、住民移転計画のドラフトが公開され、影響を受ける地域住民との協議が行われていなければならない。
- ・ 特に、住民移転に関する重要な情報(事業概要、補償に係る基本方針、補償受給対象者の定義、喪失する資産、補償方法、カット・オフ・デート、補償以外の手当、代替地に関する情報、生計回復計画、住民との協議の計画、苦情申立て・紛争解決の手続)については、住民移転計画のドラフトの段階で、影響を受ける地域住民が理解できる言語及び様式による書面が作成され、世帯毎に配布されなければならない。書面による理解が困難な場合には、他のコミュニケーションの方法が用いられなければならない。
- ・ 住民移転計画の最終版及び詳細設計やプロジェクト内容の変更を経て変更された版は公開されなければならない。また、これらの版に基づき、住民移転に関する重要な情報について、影響を受ける地域住民が理解できる言語及び様式による書面が作成され、世帯毎に配布されなければならない。新機関は、融資契約など法的合意を通じて、これら文書の公開・配布を確保すべきである。

(現状)

- ・ 現在の JBIC のガイドラインでも「非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。」とある。しかし、住民移転計画に関する協議・公開については明確な規定がない。
- ・ 実際には、事業の開始前に対象者がその対策について何も知らない、もしくは十分な情報を受け取っていないため、対策の立案段階での参加を確保されず、以下のような非自

発的住民移転による深刻な問題が起きているケースがある。

- 補償額が適切でなかった
- 生活支援プログラムの内容が適切でなかった
- 対象者が補償取得に必要な書類を知らず、事業完了後も補償を受け取れていない。
- (以上のような計画・プロセスの不備のため、)対象者の生活水準・状況が適切に把握されていないため、事業開始後の生活水準の向上(少なくとも維持)を図れていない。

(趣旨)

- ・ 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、プロジェクトによる環境社会影響の中でも深刻になる可能性の高い影響である。したがって、対策の計画・実施において、十分な影響を受ける地域住民の参加が確保される必要がある。
- ・ 住民移転計画は主要な環境社会文書であり、必要な配慮を確認し、かつ融資判断に係るアカウンタビリティを確保するため、現ガイドラインにおいて規定されている EIA の協議や公開にかかる規定と同様、現地における協議・公開と、JBIC 側における公開が必要である。
- ・ 特に、影響を受ける地域住民が十分な情報に基づき協議に参加できるよう、住民移転に関する重要な情報は、地域住民が理解できる言語及び様式による書面が作成される必要がある。全ての地域住民が確実に入手できるよう、当該書面は配布される必要がある。
- ・ また実際の住民移転の実施中に、影響住民が自らの権利を理解し住民移転計画のモニタリングへの参加を可能にするために、住民移転計画の最終版が公開されなければならない。

(他機関の事例)

- ・ 世界銀行は、住民移転計画について協議を義務付けるとともに<sup>18</sup>、住民移転計画のドラフトと最終案を、移転住民及び現地 NGO が理解可能な様式、方法、言語で、借入人及び世界銀行が公開するとしている<sup>19</sup>。
- ・ ADB は、住民移転計画について影響住民との協議に基づく作成を要件とし<sup>20</sup>、住民移転計画のドラフト、最終版、及び詳細設計やプロジェクト内容変更後の改訂版の公開を義務付けている<sup>21</sup>。

## 9.6. 苦情処理メカニズム

非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクトにおいては、影響を受ける地域住民からの苦情を受け付け、対処を行うメカニズムが設置されていなければならない。当該メカニズムは、プロジェクト実施主体から独立していることが望ましい。

(現状)

- ・ 現行 JBIC ガイドラインにおいては、住民移転に対する対策のモニタリングへの参加促進が触れられているのみであり、苦情申立てメカニズムの設置は規定されていない。

(趣旨)

- ・ 非自発的住民移転又は生計手段の喪失への対策は複雑かつ困難であり、完全に円滑な住民移転の実施は期待しがたい。したがって、移転の実施段階において、住民からの苦情に対して適切な対応がなされることが必要である。
- ・ 住民移転に関する住民とプロジェクト実施主体との間の紛争を解決するためには、中立

<sup>18</sup> World Bank, OP4.12: Involuntary Resettlement, paras.2(b), 6(a)(ii), 13(a).

<sup>19</sup> World Bank, OP4.12: Involuntary Resettlement, para.22.

<sup>20</sup> ADB, OM Section F2/OP, para.34.

<sup>21</sup> ADB, OM Section F2/OP, para.45.

的・客観的な判断を行うことができる独立のメカニズムが設けられることが望ましい。  
(他機関の事例)

- ・ 世界銀行、ADB、IFC のいずれも、土地の収用を伴う場合には苦情申立て手続の設置を義務付けている<sup>22</sup>。

## 10. 先住民族

### 10.1. 依拠すべき国際条約・宣言と基本原則

プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族の権利に関する国連宣言(United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)およびILO169号条約等の先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、先住民族の伝統的な領域における生活様式および文化を発展する権利が尊重され、その基盤となる土地、領域および資源に対する先住民族の権利が認知されるべきである。

(現状)

- ・ 現行の JBIC ガイドラインは、先住民族に影響を与えるプロジェクトが「先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って」先住民族の権利を尊重するとしているが、具体的にどの条約や宣言を指すのか明らかではない。むしろ、第 18 回 NGO-JBIC 定期協議会<sup>23</sup>でのやりとりを見る限り、先住民族に特化した国際人権法などは参考にしていないのではないかと推測される。

(趣旨)

- ・ 現在、開発に関する先住民族の権利を明記している国際条約は、1989 年に採択された ILO169 号条約のみである。また、「自由で事前の、十分な情報に基づいた上での合意」など、その後発展してきた権利については、2007 年 9 月に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国連宣言(Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)」に反映されている<sup>24</sup>。したがって、JBIC ガイドラインもこれらの基準を具体的に言及すべきである。
- ・ 先住民族に関する諸権利の中で、自決権と同等もしくはその次に重要だといわれるのが土地、領域および資源に対する権利である。これは、伝統的な生活手段、生活様式、固有の文化や言語はすべて土地や資源に対する権利の上に成立するものであり、他の権利の基盤となるためである。よって、土地権・資源権に関して、単に「尊重」するだけでなく、「認知する」ことを明記する必要がある。

### 10.2. 自由で事前の十分な情報を得た上での合意

先住民族の土地、領域および他の資源に影響を及ぼすいかなるプロジェクトの承認にも先立ち、先住民族自身の代表的な機構を通じ、自由で事前の、十分な情報を得た上での合意(Free, Prior and Informed Consent : FPIC)が得られなければならない。

(現状)

- ・ 現行の JBIC ガイドラインは、先住民族に影響を及ぼすプロジェクトについて、十分な情報に基づく先住民族の合意が得られるよう努められていることを要件としている。

<sup>22</sup> World Bank, OP4.12: Involuntary Resettlement, para.13(a), ADB, OM Section F2/BP, para.4(v), n.19, IFC, Performance Standard 5: Land Acquisition and Involuntary Resettlement, para.10.

<sup>23</sup> [http://www.jbic.go.jp/japanese/ngo\\_jbic/gijiroku/pdf\\_18/gijiroku.pdf](http://www.jbic.go.jp/japanese/ngo_jbic/gijiroku/pdf_18/gijiroku.pdf)

<sup>24</sup> 特に第 19 条、第 23 条、第 26 条、第 32 条。

## (趣旨)

- ・ 多くの先住民族は過去に合意を得ることなく国民国家に統合され、不当な差別を受けてきた。その権利回復のために、最重要な権利とみなされているのが自己決定権である。先住民族の自己決定権は、政治、経済、文化など多岐の分野にわたり、その行使の形態はイシューによって異なる。開発に関する自決権の行使は、FPIC や開発計画への参加といった形で行使される。
- ・ FPIC は、上記の通り 2007 年 9 月の「先住民族の権利に関する国連宣言」に反映されている。

## (他機関の事例)

- ・ 米州開発銀行は、先住民族開発戦略の中で、自由で十分な情報を得た上での事前の同意の原則の制度化を推進するとしている<sup>25</sup>。

**10.3. 先住民族への配慮に関する計画**

先住民族に影響を及ぼすプロジェクトにおいては、先住民族の土地権・資源権をはじめとする諸権利に及ぼす影響を評価、回避、最小化、緩和し、先住民族が開発による影響を受ける以前の生活を回復するための計画（先住民族への配慮に関する計画）を作成、文書化しなければならない。また、この計画の策定にあたっては、計画案が先住民族が理解可能な言語、または様式によって公開されたうえで、先住民族との協議が行なわれなければならない。当該協議の記録は先住民族への配慮に関する計画に添付されなければならない。

## (現状)

- ・ 現行ガイドラインでは、先住民への配慮に関する計画策定については触れられていない。
- ・ 先住民族が各々独自の言語を用いている場合は多々あり、また、公用語や当該国で広く使用されている言語の理解が難しい場合がある。先住民族は言語的にも少数者である場合が多く、また行政側が差別により配慮を怠るケースも多い。

## (趣旨)

- ・ 提言 2 で述べたように、先住民族の土地権、資源権を侵害するような開発プロジェクトは極力避けなければならない。しかし、どうしても避けられない場合、提言 3 に説明された計画文書において、補償や代替地、プロジェクトからの利益の還元を含む権利回復のためのプランを示すことが必要である。先住民族が開発以前に営んでいた生活が回復されるよう積極的かつ具体的な対策が講じられなければならない。
- ・ 事業及び環境社会影響に関する情報を先住民族が適切に理解できる状況が確保されるべきである。このため、先住民族の言語については特にガイドラインで明記する必要がある。

## (他機関の事例)

- ・ 世界銀行では、社会影響評価レポート及び先住民族計画書が、ドラフト段階から公開された上で協議が行われ、策定されることが要件となっている<sup>26</sup>。
- ・ ADB では、先住民族開発計画書が、ドラフト段階から公開された上で協議が行われ、策定されることが要件となっている<sup>27</sup>。
- ・ IFC では先住民族開発計画書等の計画が、被影響住民との協議の上で策定されることが要件となっている<sup>28</sup>。

<sup>25</sup> Inter-American Development Bank, Strategy for Indigenous Development, p.34.

<sup>26</sup> World Bank, OP4.10, Indigenous Peoples, paras.12-15.

<sup>27</sup> ADB, Policy on Indigenous People, pp.27-29, and ADB, Public Communications Policy, paras.83-84.

<sup>28</sup> IFC, Performance Standard 7, paras.8-9.

## 11. 社会的合意の形成

### 11.1. ステークホルダー分析

ステークホルダーとの協議は、事業により直接的又は間接的な影響を受ける住民や発言力が弱い社会層など、協議を意識的に行うべきステークホルダーに関する分析を踏まえたものでなければならない。

(現状)

- ・ ステークホルダーとの協議が、合法的な用地取得対象者などのみを対象としたものなど一部のステークホルダーにしか行われていないケースが見られる。
- ・ 協議が形式的な説明にとどまり、必ずしも住民が十分に事業の影響を理解していないケースが見られる。

(趣旨)

- ・ ステークホルダーとの協議は、少なくとも、事業によって直接的・間接的に影響を受ける住民をカバーするものでなければならない。例えばダム建設事業においては、水没地の地権者のみならず、当該水没地を利用していた住民(小作農民、森林や河川を利用していた住民など)、影響が及ぶ上下流域の住民などをカバーするものでなければならない。このため事業の環境社会影響を十分踏まえたステークホルダーの特定を行うべきである。
- ・ また、とりわけ、発言力が弱い社会層(貧困層、先住民族、女性、小作農民など)が十分発言できるように留意するため、それぞれのグループの社会的特性を分析するべきである。

### 11.2. ステークホルダーとの協議の記録

環境社会配慮に関する主要な文書の作成段階で行われたステークホルダーとの協議の実施状況、ステークホルダーから主要な意見とこれに対する対応状況は、各環境社会配慮に関する主要な文書の一部として添付され、公開されるべきである。

(現状)

- ・ 現行JBICガイドラインにおいては、カテゴリAの環境アセスメント報告書について協議の記録が含まれることが「望ましい」としており、他の協議記録の公開は義務付けていない。

(趣旨)

- ・ 協議の適切な実施を確保し、ステークホルダーからの意見への対応状況を明らかにするため、これらに関する情報は主要な環境社会配慮に関する文書の一部として添付された上で公開されるべきである。

## 12. モニタリング報告書の公開

プロジェクトの環境社会モニタリングの結果は公開されていなければならない。

(現状)

- ・ 現行ガイドラインにおいては、モニタリング結果のステークホルダーへの公開は「望ましい」とされている。

(趣旨)

- ・ 環境社会モニタリング報告書は、環境対策や移転対策等が適切に実施されているか、予



期されていなかった環境社会影響が生じていないか等、事業の進行に伴う状況を把握するために重要な文書であり、公開されるべきである。

(他機関の事例)

- ・ ADB では、事業者から入手したモニタリング報告書を公開している<sup>29</sup>。
- ・ IFC では、借入人がアクションプランを影響住民に公開し、その実施状況に関して定期的に報告する<sup>30</sup>。
- ・ 米国輸銀では、2006年に米国輸出入銀行法が改正され、モニタリング報告書の公開が義務付けられている<sup>31</sup>

## 新機関が新たに取り組むべき課題

### 13. 原子力関連プロジェクト

#### 13.1. 求められる要件

原子力固有の問題（核拡散の防止、安全性の確保・事故時の対応、放射性廃棄物の適切な管理・処分）について、原子力関連プロジェクト<sup>32</sup>に求められる環境社会配慮上の要件としてガイドライン第2部に規定するべきである。

(現状)

- ・ 現行JBICのガイドラインには、原子力発電に関する規定はない。

(趣旨)

- ・ 原子力発電には、核拡散の防止、安全性の確保・事故時の対応、放射性廃棄物の適切な管理・処分といった、他の産業に伴わない特別な問題を有しており、特別な配慮が必要とされる。
- ・ 原子力委員会が2005年10月にまとめた「原子力政策大綱」では、「原子力産業の国際展開」について「相手国における安全の確保並びに核拡散防止及び核セキュリティ確保のための体制の整備状況、さらに相手国の政治的安定性等を確認するとともに、国内外の理解を得ることが前提となる」としている。これら日本政府の政策を実施に移すために、新機関のガイドラインに具体的な配慮事項が盛り込まれるべきである。
- ・ また、JBIC自身も、「安全確保、放射性廃棄物対策及び原子力事故発生時の適切な措置体制の整備の視点からの十分な配慮」を輸出金融供与への必要条件としている<sup>33</sup>。

(他機関の事例)

- ・ 米国輸出入銀行は原子力のプロジェクト特有の問題を認め、原子力関連プロジェクトに関する支援の際の手続きとガイドラインを定めている<sup>34</sup>。

<sup>29</sup> ADB, Public Communications Policy, para.92.

<sup>30</sup> IFC, Performance Standard 1, para.26.

<sup>31</sup> 12 U.S.C. § 635i-5(a)(1)

<sup>32</sup> 原子力発電所（熱出力1キロワット以上の研究炉を含む。以下同様）ならびに核燃料サイクル施設の建設及び廃止措置、原子力発電所ならびに核燃料サイクル施設の機器の設置及び交換、また、原子力発電所ならびに核燃料サイクル施設の建設に関する調査

<sup>33</sup> JBIC「資料要求への回答」(福島瑞穂参議院議員宛て)、2000年3月。

<sup>34</sup> US Exim Bank, Nuclear Procedures and Guidelines.

### 13.2. 協議と情報公開

原子力関連プロジェクトについては、当該プロジェクトの安全性、核不拡散、放射性廃棄物の影響、事故発生時の対応などの情報を盛り込んだ文書が作成されるべきである。これらの文書は、ドラフト作成時に公開された上で、現地においてステークホルダーとの協議が行なわれるべきである。

新機関は、原子力関連プロジェクトへの融資等の環境レビューにあたり、借入人等に対して、当該プロジェクトの安全性、核不拡散、放射性廃棄物の影響、事故発生時の対応などの情報の提供を求めらるべきである。新機関は、これらの情報を、他の環境社会配慮に関する主要な文書と同様、入手後速やかに公開するべきである。融資契約締結後に公表される環境レビュー結果には、プロジェクト実施主体の技術的能力の評価を記載するべきである。

(現状)

- ・ 現行ガイドラインでは、原子力関連プロジェクトの環境レビューにおいて必要とされる追加的な情報やその公開についてはなんら規定されていない。

(趣旨)

- ・ 日本における原発建設の際には、安全性、核不拡散性、事業者の技術能力等に関しては、原子炉設置許可の申請書、同添付書類、原子炉安全専門審査会等での配布資料が公開されている。日本が海外の原子力関連プロジェクトに融資するにあたり、最低限、日本で行われている情報公開のレベルを確保することが必要である。

### 13.3. カテゴリ分類と環境チェックリスト

新機関は、「一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示一覧」に原子力発電所及び核燃料サイクル施設を追加するべきである。また、原子力発電所及び核燃料サイクル施設に関する環境チェックリストを作成するべきである。

(現状)

- ・ 現行ガイドラインにおいては、原子力発電所及び核燃料サイクル施設は影響を及ぼしやすいセクターには挙げられておらず、また環境チェックリストも作成されていない。

(趣旨)

- ・ 原子力関連プロジェクトは、大規模な発電関連プロジェクトであり、放射性廃棄物が発生すること、事故時の影響の大きさなどに鑑みて、カテゴリ A と考えるのが妥当である。よって、カテゴリ A として影響を及ぼしやすいセクターに掲載するとともに、チェックリストの整備が必要となる。

(他機関の事例)

- ・ 2007年6月17日に経済協力開発機構(OECD)において採択されたコモンアプローチ<sup>35</sup>では、「Annex 1」において、カテゴリ A の具体的リストとして、原子力関連プロジェクトも含まれている。

<sup>35</sup> 正式名称は'Revised Council Recommendation On Common Approaches on the Environment and Officially Supported Export Credits'

### 13.4. 第三者機関の設置

原子力関連プロジェクトへの支援・融資の検討に当たっては、専門家およびNGOを含む第三者機関を設置し、その助言を得て審査結果に反映させることが必要である。当該機関における審議は公開される。

(趣旨)

- 原子力関連プロジェクトには他セクターに伴わない特別な問題、すなわち 核拡散の問題、安全性の問題、放射性廃棄物の問題を有しており、事故時のリスクも大きい。第三者機関における公開の審議により、これらの問題に対処し、慎重かつ透明性の高い審査を行うべきである。

## 14. 歳入の透明性

### 14.1. 歳入の透明性に関する基本方針

歳入の透明性の重要性を、環境社会配慮確認にかかる基本方針として明記するべきである。

(趣旨)

- 多くの資源保有国が資源開発による税金やロイヤルティーなどによる資源開発による収入を得ているにも関わらず、それを貧困削減のために有効に活用できていない。このため、歳入の透明性を確保することによって、採掘産業による資源保有国の収入を貧困削減や「持続可能な開発」に効果的に貢献させる国際的な取り組みが進められつつある。
- 「採掘産業の透明性に関するイニシアティブ(Extractive Industries Transparency Initiative: EITI)」は、企業から資源保有国に対する支払いおよび石油、ガス、鉱物資源開発による政府収入の公表を促進させるものである。日本も、2006年のサンクトペテルブルグサミットにおいてG8としてEITIを支持している。
- 新JBICは、その機能の一つを「日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進」としている。JBICを通じてこれらの歳入の透明性を推進していくことが重要である。
- IFC、OPIC、EBRDなど、採掘産業への主要な融資機関がEITIへの支持を表明している中、JBICが、国際社会において、先進的な歳入の透明性に関する政策の抜け道になってしまうことは避けるべきである。

### 14.2. 採掘産業におけるガバナンスリスクのレビュー

新JBICは、採掘産業に関する大規模プロジェクト<sup>36</sup>の環境レビューの際には、当該国政府のガバナンスのリスクも審査し、リスクが事業の便益を上回る場合には事業に対する支援をしないこと。

(趣旨)

- 採掘産業への依存率と経済成長には負の関係があることは「採掘産業の再検討」<sup>37</sup>などより明らかである。採掘産業の収入を適切に使い、貧困削減や環境問題に適切に取り組むようなガバナンスが確保されていることをJBICは確認するべきである。

<sup>36</sup> IFCは、政府歳入の10%以上の割合を占める場合を大規模と定義している。

<sup>37</sup> Emil Salim (December 2003) 'Executive Industries Review' Vol 1 (P 42)

(他機関の例)

- ・ IFC のセーフガード政策である「社会と環境の持続可能性に関する政策<sup>38</sup>」でも、大規模採掘産業の場合リスクは適切に緩和されるべきであり、より小規模のプロジェクトでは、プロジェクトから期待される純便益、およびガバナンスの弱さによるリスクが審査されることを規定している。また、便益とリスクのバランスが受け入れられない場合は、IFC はプロジェクトを支援しないことになっている。

### 14.3. 政府への支払いと政府との主要な合意の情報公開

採掘産業に関するプロジェクトにおいては、実施主体が政府に支払うプロジェクト関連の重要な支出（ロイヤリティ、税金、利益分配など）や、受入国政府契約(HGAs)、政府間協定(IGAs)などの主要な合意が公開されるべきである。

(趣旨)

- ・ 採掘産業に伴う多額の政府の歳入は、当該国の財政運営や経済政策をゆがめ、また汚職の温床になるなどの危険性が存在する。これらの弊害を防止するため、事業実施者による政府への支払いや政府との主要な合意が公開され、政府への資金の流れを透明にする必要がある。

(他機関の例)

- ・ IFC でも、同様の事項を借入人に求めている<sup>39</sup>。
- ・ IMF は、歳入における透明性確保のために、全ての契約書の公開を提言している<sup>40</sup>。
- ・ EBRD では、エネルギー政策において、石油・ガス・石炭採掘事業のスポンサーが、最低限の歳入透明性義務として、受入国への実質的な支払い（ロイヤルティ・税・Profit sharing 等）を公開することを要求している<sup>41</sup>。

## JBIC が行う調査の情報公開

### 15. 案件発掘・形成調査、および輸入・投資事業化等促進調査結果の公開

新 JBIC は、案件発掘・形成調査及び輸入・投資事業化等促進調査等、国際金融等業務において実施される調査の結果を公開するべきである。

(現状)

- ・ 案件発掘・形成調査、および輸入・投資事業化等促進調査結果は、それぞれ、日本からのプラント輸出につながる優良案件を早期に発掘・形成すること、また、開発途上国・資源保有国における事業化等促進調査を通じて日本企業の参画等を促進する目的で実施されている。
- ・ JBIC は、現在これらの調査結果を公開していない。

(趣旨)

- ・ プロジェクトの早期の段階からの環境社会配慮を可能にするために、JBIC が支援して行われる案件形成等のための調査結果は公開されていることが望ましい。

(他機関の事例)

- ・ 日本貿易振興機構（JETRO）も、地球環境・プラント活性化事業等調査、石油資源開発

<sup>38</sup> パラグラフ 22

<sup>39</sup> IFC, Policy on Environmental and Social Sustainability, para.22.

<sup>40</sup> IMF, Guide on Resource Revenue Transparency, p.19.

<sup>41</sup> EBRD, EBRD Energy Operation Policy, p.14

等支援調査事業、開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査を実施しているが、JETRO ではこれらの調査報告書の全文を公開している。

## 16. 有償資金協力促進調査の情報公開

新 JICA は、現在 JBIC が海外経済協力業務の一環として行っている有償資金協力促進調査（SAF）ないしこれに代わる協力準備調査等の報告書を公開すべきである。カテゴリ A・B のプロジェクトに関する SAF については、インセプションレポート、インテリムレポート、ドラフトファイナルレポートも公開し、ステークホルダーとの協議を行うべきである。

（現状）

- ・ SAF は、円借款事業のプロジェクトサイクルにおける業務強化、効率的・効果的なプロジェクトの実施のための調査業務である。
- ・ 現在、JBIC は SAF によって作成された報告書を公開していない。

（趣旨）

- ・ SAF は公的資金で実施されており、その成果物は一般に対して公開されるべきである。
- ・ カテゴリ A・B のプロジェクトに対する SAF の場合、そのプロセスで環境社会配慮に関する調査がなされる場合がある。この場合、JICA ガイドラインと同様の手続にそって、最終報告書のみならずその過程で作成される文書も公開し、ステークホルダーとの協議を経るべきである。
- ・ SAF 報告書の公開は、被援助国における円借款への理解促進にもつながる。

（他機関の事例）

- ・ JICA はカテゴリ A プロジェクトの開発調査や無償資金協力のための事前調査の報告書について、要請段階で情報を公開するほか、スキームに応じて、Scope of Work、スコーピング案、最終報告書案、最終報告書を公開しているほか、各段階でのステークホルダーとの協議を義務付けている。
- ・ ADB は、ADB の技術支援で行った実施可能性調査等の報告書をすべて公開している<sup>42</sup>。

<sup>42</sup> ADB, Public Communication Policy, para.89.

## 案件事例における課題及び教訓

提言書作成にあたり、以下の7案件（2003年施行のガイドライン適用及び適用外の案件）を振り返り、現地で問題となった点、あるいは私たちが問題としてきた点とガイドラインの運用を検証しました。

カシャガン油田開発事業	
案件名 / 国名	北カスピ海沖合カシャガン油田開発事業 / カザフスタン
融資・協力機関	国際協力銀行（JBIC）＜国際金融等業務＞、民間銀行、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）
融資承諾時期	2005年10月
案件概要	<p>カザフスタン共和国アティラウ沖のカスピ海で進められている、総面積 5,576 平方キロメートルの海域で石油・天然ガスを採取する大規模油田開発事業である。事業者は国際コンソーシアムの Agip KCO。事業のオペレーターはイタリアの Agip で、日本からはインペックス北カスピ海石油（以下、インペックス）が 8.33%の権益を持ち、参画している<sup>43</sup>。産出された原油は権益相当分の原油がスワップ等を通じて日本に輸入される予定である。</p> <p>JBIC は、2005 年 10 月、インペックスと 649 百万米ドルを限度額とした融資契約を締結した。民間金融機関も協調融資を実施している。また、インペックスが当面必要な借入資金約 12 億米ドルのうち、JOGMEC が 50%の保証を実施することを決定している。</p> <p>本事業は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（以下、ガイドライン）」の完全適用案件である。カテゴリ A。</p>
指摘された環境・社会影響	<p>現地 NGO からは、魚類や鳥類等生態系への影響、漁業への影響とその補償問題、掘削の副産物として排出される硫黄の処理の問題、陸上処理施設の近隣住民への影響等の環境社会に関する懸念が指摘されている。その他、EIA 作成段階での協議に関する不備も指摘されている。これらの問題に対し、漁業補償、チョウザメの養殖センターへの資金支援、病院建設やガス供給などの社会プログラム、冬季に限定したトランクリンの工事、硫黄の拡散防止のための方策等が打ち出されている。しかし、多くの日本の公的機関及び民間金融機関が関与しており、日本側にも利害関係者がいるのにもかかわらず、公開されている EIA がロシア語のみであるため、これらの影響や緩和策の公開は日本国内においては極めて限定されている。</p>
課題及び教訓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査の際の情報源：JBIC がレビューやモニタリングを実施するにあたって参考にする情報の提供者は第一義的には事業者であり、本事業において現地住民/NGO から懸念が出ているが、審査の際にこの情報がどのように取り扱われたのか不明である。事業を進める側の論理である事業者側からの説明は、時として不都合な事実が省略または弱められかねないことに留意するべきである。審査の際の情報源は多様であるべきである。</li> <li>・ 当該国で承認されたのはロシア語版の EIA であるという理由から、JBIC はロシア語版の EIA のみを公開している。しかし、少なくとも EIA の要約版に関しては英語の翻訳版が存在している。日本市民へのアカウントビリティの観点からも、翻訳版も公開するべきである。（提言 1 参照）</li> <li>・ アカウタビリティと環境チェックレポート：JBIC の融資の意思決定におけるアカウントビリティを促進するはずの環境チェックレポートがその機能を果たしていない。非常に形式的な内容に留まっている。カシャガン油田開発事業の場合、環境審査中に現地から提起された懸念に対して、JBIC が審査においてどのように検討したのかは環境チェックレポートには盛り込まれておらず、説明責任を果たしているとは言えない。（提言 4 参照）</li> <li>・ 事業者は EIA 作成にあたって協議会を数回開いてきたが、協議の前に EIA の草案が公開されなかったこと、協議の中で挙げられた懸念が実際の対策として取り入れられておらず、意味のある応答が得られなかったこと、協議会において発言の制限があったことなど、意味のある協議が実施されなかったことが指摘されている。また、協議記録などからは、漁民や陸上処理施設近くの住民など直接影響を受ける住民の参加が確認できていない。（提言 8、11.1、11.2 参照）</li> </ul>

<sup>43</sup> インペックスの株主構成は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が 50%、国際石油開発 45%、三菱商事 2.5%、石油資源開発 2.5%

ミンダナオ石炭火力発電事業	
案件名/国名	ミンダナオ石炭火力発電事業/フィリピン
融資・協力機関	国際協力銀行（JBIC）＜国際金融等業務＞、日本貿易保険（NEXI）、ドイツ復興金融公庫（KfW）
融資承諾時期	2003年12月
案件概要	フィリピン・ミンダナオ島北西部の中心都市カガヤン・デ・オロ市から約20km東にあるピラヌエバ町に石炭火力発電所（232メガワット）を建設するもの。総工費は約3億米ドル。事業者は比と独ステアッグの現地合弁企業 Steag State Power Inc.（SPI）だが、双日（旧日商岩井）と川崎重工業のコンソーシアムがボイラー、タービンの機器等を受注している。総工費は約3億米ドル。うち、JBICは民間金融機関との協調融資として、SPIとの間で総額1億100万米ドルの融資契約に調印している。なお、本事業はJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月）NEXI「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」の部分適用案件である。カテゴリA。
指摘された環境・社会影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 影響の及ぶ範囲について：環境影響評価文書（EIS）作成時のスコーピングの段階で、間接的影響が及ぶ範囲が煙突から半径2キロと限定されてしまった。しかし、重金属などの影響がより広範囲に及ぶという指摘があること、また、半径2キロ外の地域で懸念をあげ続けている現地の自治体（特に野菜の産地であるミサミス・オリエンタル州クラベリア町は同事業への反対を表明した決議文を採択している）住民、NGOらがいることを鑑みれば、影響の及ぶ範囲があまりに限定的であるという指摘がある。フィリピンの環境影響評価制度に基づき、「事業の影響が及ぶと懸念されている地域でのコンサルテーション」を行なう必要があるとNGOグループは主張している。</li> <li>・ 海洋生態系への影響に対する懸念：アグタヤン環礁の魚類保護区をその湾内に含むマカハラ湾に発電所の温排水が放出されることにより、海水温の上昇によるサンゴ礁の白化現象やその海域の海洋生態系・魚類への影響、また、漁業への影響について懸念されている。</li> <li>・ 公害及び健康被害に対する懸念：水銀やその他の重金属（ヒ素、クロム、鉛）の微粒子が高い濃度で石炭灰等に含まれる可能性があるとして、現地の住民、NGOからその影響に関する懸念が示されている（EISの中においては予測・検討はされていない）。また、硫黄酸化物、窒素酸化物についても、国内基準は満たすものの、より充実した対策を求める意見がある。</li> </ul>
課題及び教訓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スコーピング/協議の範囲の妥当性：前述の通り、本事業においては影響が及ぶ範囲が煙突から半径2キロと限定された。しかしながら、この範囲外においても懸念を表明する自治体や住民がいたこと、より広範囲に影響が及ぶという調査があったことも鑑みて、影響の検討及び協議の範囲はより広範囲にとるべきであったと考えられる。また、懸念が指摘された重金属に係る検討が行なわれていなかった（提言11.1）。</li> <li>・ 懸念点の確認方法及びフィードバック/ステークホルダーとのコミュニケーション：JBICの環境レビュー期間中に現地の住民、NGOが懸念をJBICに直接訴えたにもかかわらず、これらの懸念点に対して、JBICは事業者に事実確認をすることが多かった。事業者からの情報に過度に頼ることは事実関係を確認する上で不適切な上、懸念を伝えた現地住民、NGOへのフィードバックが十分行われていないと指摘されている（提言3）。</li> <li>・ 環境チェックレポートの内容：融資に関する意思決定後に公開されている環境チェックレポートは住民等から提起された懸念への説明が含まれていない。どのような確認に基づき、融資判断がなされたのかが不明確である。（提言5）</li> </ul>

<b>オリッサ州森林セクター開発事業</b>	
案件名/国名	オリッサ州森林セクター開発事業/インド
融資・協力機関	国際協力銀行 (JBIC) < 海外経済協力業務 >
融資承諾年	2006年3月
案件概要	オリッサ州森林セクター開発事業は、国際協力銀行 (JBIC) の円借款による支援の下で、インド・オリッサ州において森林保全、森林地域住民の生活改善などを目的とした事業である。実施地域は全 51 の営林区・野生生物林区のうち、14 の林区で、約 20 万ヘクタールの植林などの森林管理活動を予定している。 本事業は、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年4月制定) の完全適用案件である。カテゴリ B。
指摘された環境・社会影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植林活動による環境・社会影響：オリッサ州では、スウェーデン国際開発協力庁 (SIDA) による支援により、Social Forestry Project が 2 回実施された。(1983-88、1988-96)。これらの事業ではユーカリを主とした単一植林が行われ、その結果、土砂災害、水の枯渇、土壌の変質などの環境影響が見られた。このような過去の案件の経験により、現地の住民団体は、オリッサ州森林セクター開発事業で十分な環境配慮を行わずに植林が実施された場合、現地の生態系に深刻なダメージを与える可能性があることを指摘している。特に、住民は、森林から食糧・燃料・生活必需品などを得て生活しており、事業によりこれらの非木材生産物が採取できなくなることを懸念している。</li> <li>・ オリッサ州では、2002 年からインド政府の資金提供の下で、JFM (共同森林経営) 森林地を対象に National Afforestation Program (NAP) が実施され、原生林を切り開いて植林が行われた。しかし、植林された樹木は非木材生産物を伴わない商業用樹木であったため、多くの住民が、非木材生産物にアクセス出来なくなったと指摘されている。本事業においては、JFM の森林地が支援の対象となっているため、こういったシステムを助長するという懸念が指摘されている。</li> </ul>
課題及び教訓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開と協議：オリッサ州森林セクター開発事業では、実際にオリッサ州森林局と住民との協議が行われているが、一般にカテゴリ B 案件においては、カテゴリ A 案件のように明確には公開や住民協議についての規定がない。したがって、仮に、住民が事業の情報を得ることができず、実施機関に対して協議を要求しなかった場合、住民が懸念を持っている事業であっても、十分な協議を経ずに融資決定に至る可能性もある点に留意が必要である。</li> <li>・ 協議の質の確保：オリッサ州森林局と住民団体との協議は、2006年1月及び2月に行われたが、いずれにおいても、オリッサ州森林局は、住民の質問や懸念に対して具体的に返答しておらず、意味のある協議が実施されていない。1月の協議会では参加出来る住民を 3 名に限定し、住民団体からの質問に対して返答しなかった。また、2006年2月の協議では、協議の場を設けてもオリッサ州森林局の担当者が長時間にわたり喋り続け、住民の質問や意見を受け付けない場面もあった。本事業は実施段階において、住民協議のもとに進行することとなっているが、実施機関が意味のある住民協議を実施できるのかが課題とされる。(提言 8、9.4、9.5)</li> </ul>



サンロケ多目的ダム事業	
案件名/国名	サンロケ多目的ダム事業/フィリピン
融資・協力機関	国際協力銀行(当時、日本輸出入銀行) 民間銀行、農林中金
融資承諾時期	1998年10月(投資金融) 1999年9月(アンタイトローン)
案件概要	フィリピン・パンガシナン州アグノ川上流において、水力発電(発電容量345MW) 灌漑(87,000ha) 洪水対策、水質改善を目的とする。ダムの規模は堤高200m、堤長1.3km、貯水量8億5千万m <sup>3</sup> とアジア最大級。事業者のサンロケパワー社(SRPC)には、丸紅(出資比率42.45%)、アメリカのサイスエナジー社(50.05%)、そして関西電力(7.5%)が共同出資(2004年にサイスエナジーの子会社の株を丸紅が買収)。25年間にわたって発電事業をおこない、一定量の電力をフィリピン電力公社(NPC)に売却(1997年電力購買契約)。総事業費11.91億ドルのうち、JBICは民間金融機関との協調融資として、SRPCに対する5億ドルの投資金融、また、単独でNPCに対する4億ドルのアンタイトローンを行なった。1998年2月着工、2003年5月に商業運転開始。
指摘された環境・社会影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ FPICの欠如：ダム上流に暮らす先住イバロイ民族は、すでに上流の2つのダムにより、同民族の村が土砂堆積で埋まってしまった経験をもつため、本事業の計画が明らかになった1995年当初から、土砂堆積を懸念してきた。フィリピン国家先住民族委員会の調査チームも「影響を受ける先住民との事前合意はなかった」との報告書を提出している。</li> <li>・ 社会的合意の欠如：本事業に対しては、貯水池の位置するベンゲット州議会が反対の姿勢を明らかにしている。イトゴン町は上流の先住民族の生活に被害を与えないことなどの条件付きで事業に合意したが、事業者が条件を満たさなかったとして事業への承認を撤回し、条件遵守を求めている。</li> <li>・ 不十分な補償：本事業は、700世帯の住民移転の他、砂金採取や農業を営んでいた住民の生活に影響を与えている。砂金採取者に対する金銭補償はなされておらず、一部の影響住民に提供されている生活再建計画も有効な現金収入機会となっておらず、新たな債務を負うケースもある。また金銭補償においても補償額の過少見積もり・下方修正などが指摘され、また土地所有権不保持による補償の遅れが生じた。生活再建に失敗し、再定住地を売却した例もある。</li> <li>・ 事前の協議の不在：本事業前には、建設サイト内の移転住民に対して一方的な説明が行われ、他の影響を受ける地域住民へも何ら情報が伝えられていなかった。</li> <li>・ 移転合意書：移転に関する合意書は、「英語で書かれていたので、理解できなかった。」「読まなかった。」という住民が多くいた。また合意書が住民の手元に残されていない例が多く、移転する前に事業者が住民に約束したと住民が主張している「雇用の優先権」や「水・電気代の無料提供」など、現在、達成されていない合意内容について、確認するべきがない。</li> </ul>
課題及び教訓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補償は、完全な再取得価格で行われるべきである(提言9.1)</li> <li>・ 事業の始まる前より早期の段階から、事業の負の影響や補償措置(プロセス、補償水準、対象者の選定基準など)も含めた情報が適切な形でより広範の住民に周知され、それを基に事業の是非、補償措置について議論がなされるべきである。(提言9.4、9.5、11.1、11.2、8)</li> <li>・ 移転に関する合意書は、住民の理解できる言語・様式で同文書を説明する文書が別途用意されるべきであり、また、内容に関して十分な説明が必要である。また合意書の複写、および、合意書の内容を住民の理解できる言語・様式で説明した文書が、住民に配布されるべきである(提言9.3、9.5)</li> <li>・ JBICは、事業実施主体の「FPIC」に関する見解を単に受け入れるのではなく、自らが「FPIC」に関する独自の判断ができるよう、国際基準でもある「先住民族のFPIC」について、JBICのガイドラインの中に明記し、「先住民族のFPIC」がJBICの融資判断の指標であることを事業実施主体に示すべきである(提言10.2)</li> </ul>

スマラン総合水資源・洪水対策事業	
案件名/国名	スマラン総合水資源・洪水対策事業/インドネシア
融資・協力機関	国際協力銀行
融資承諾時期	2006年3月
案件概要	<p>インドネシア中部ジャワ州の州都・スマラン市において放水路・河川改修、排水整備、ジャティパラン多目的ダムの建設をするものである。総事業費は221億6500万円。洪水、乾季における水不足、地下水の過剰利用によるとされる地盤沈下への対策がその目的だ。事業実施機関は、インドネシア政府の公共事業省水資源総局及び公共事業省居住総局。2013年までに完成する計画になっている。</p> <p>2006年3月、同事業に対する163億200万円の円借款供与について、外務省は交換公文を、JBICは融資契約をそれぞれインドネシア政府と締結した。</p> <p>本事業は、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年4月制定)の完全適用案件である。カテゴリA。</p>
指摘された環境・社会影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用地取得・住民移転：事前評価表では以下のように記述されている。「必要となる用地取得面積は194ha、住民移転の対象は264世帯、住居を伴わない商店等の移転対象は553軒となっている。補償手続きは、用地取得・住民移転計画及び国内法に基づきスマラン市の用地取得委員会が金銭補償を実施するほか、生計回復支援等を行う予定。なお、住民協議では出席者から特段の反対意見は出ていない。FoE Japanが2007年9月に実施したインタビューによると、同事業のダムの部分の影響住民のうち、土地収用の対象となっている農民にはコンサルテーションが実施されていたが、コンサルテーションに参加した住民のほとんどが、土地収用のプロセス、スケジュール、補償政策について知らされず、住民の中には将来の補償についての不安の声が聞かれた。また、コンサルテーションでは、事業の概要と便益は説明されたものの、負の影響についてはほとんど説明されなかったという。さらに、水没予定の農地で働く日雇い労働者などの間接的に影響を受ける住民はコンサルテーションへの招待を受けておらず、事業実施主体であるインドネシア政府より何も説明を受けていないようだ。</li> </ul>
課題及び教訓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補償政策も含めて、可能な限り早期の段階から事業と事業による影響について、確実に影響住民全員に早期に周知させる仕組みが必要である(提言9.5)。</li> <li>・ 直接的な影響住民のみならず間接的に影響を受ける住民も、プロジェクトのステークホルダーとして認識できるよう、適切にステークホルダー分析を実施するべきである。(提言11.1)</li> </ul>

パハン・セラングール導水事業	
案件名 / 国名	パハン・セラングール導水事業 / マレーシア
融資・協力機関	国際協力銀行
融資承諾時期	2005年3月
案件概要	<p>セラングール州と首都クアラルンプールにおける水供給が目的で、パハン州にあるケラウ川からセラングール州にあるランガット川へ日に 23 億リットルもの水を導水トンネル 45km・パイプライン 8km により導水する計画である。総事業費は、約 10 億米ドル（見込み）。事業実施主体はマレーシア政府である。</p> <p>JBIC は、2005 年 3 月 31 日、マレーシア政府との間で、820 億 4000 万円を限度とする円借款貸付契約を調印した。本事業は、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」（2002 年 4 月制定）の適用案件ではない。</p>
指摘された環境・社会影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同事業に対しては、その必要性や代替案の検討についての疑問が現地 NGO より投げられてきた。例えば、水需要予測については、その基礎データ・調査を公開するよう要求してきたが、これまで開示されておらず、（情報公開請求により SAPROF が公開されたが、大部分が黒塗りの状態での公開だった）事業の必要性に対する疑問は解消されていない。このように、事業の必要性に対する十分な説明もないままに JBIC は融資契約を締結した。</li> <li>・ 同事業では、オラン・アスリというマレーシアの先住民族 96 世帯が移転させられることになっている。マレーシア政府はオラン・アスリの人々は事業に賛成し、移転を望んでいると主張するが、現地 NGO 及び現地のオラン・アスリの専門家は影響を受けるテムアン一族が移転に関して、十分な情報に基づく事前の自発的同意をしていないと報告している。また、2007 年に実施した FoE Japan のオラン・アスリへのインタビューでも、同様の回答を得ている。</li> <li>・ 貯水池によって水没する予定地のなかに、ラクム森林保護指定地域（1,057ha）が含まれている。この地域は、希少な動植物の生息地となっている。また、この森林保護地域はクラウ禁猟指定地区と隣接しており、この二つの地域を自由に行き交っている野生生物の数も多い。</li> <li>・ ステークホルダー会合が現地で開催されており、そこに影響を受けるオラン・アスリの代表、オラン・アスリの専門家、現地 NGO も参加している。しかし、議事録における発言記録が歪められていた、先住民族の言語からマレーシアの公用語への通訳が、事業者都合の良く変えられていた、先住民族の参加は一名だけであり、その一名の意見が 96 世帯全ての意見を代表しているのか否か、などの問題が現地 NGO や専門家より指摘されている。</li> </ul>
課題及び教訓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ステークホルダーとの協議：JBIC は、協議が「適切に」実施されたことを確認する必要がある。（提言 8、11.2）</li> <li>・ 移転・補償合意文書：本事業では、2007 年 5 月現在、先住民族 85 世帯が移転対象とされている。FoE Japan が 2007 年 4 月に実施した先住民族への聞き取り調査では、「同意書にはサインしたが、何が書いてあったのか覚えていない」との先住民族からの声があった。サインした内容が分からないので、同意書が移転に関してのものなのか補償に関するものだったのかも不明なままであり、当事者としては非常に将来に不安を残す。また、今後移転プロセスや補償交渉が進む中で、自らの同意内容という基本的なことが分からないまま事業者と話さなくてはならないという状況によって、住民は交渉において非常に不利な立場に立たされざるを得ない。（提言 9.3）</li> <li>・ FPIC：先住民族の生活や文化の尊重を確保するためにも、FPIC は必要不可欠である（提言 10.2）</li> <li>・ SAPROF の公開：同事業では融資決定にあたり JBIC の説明責任が果たされたとはいえない。日本の市民及び現地住民への JBIC の説明責任の向上のためにも、SAPROF は全面的に公開されるべきである。（提言 16）</li> </ul>

南部ハイウェイ建設事業	
案件名/国名	南部ハイウェイ建設事業/スリランカ
融資・協力機関	国際協力銀行、アジア開発銀行
融資承諾時期	2001年3月
案件概要	スリランカの旧首都コロomboと南部のマタラを結ぶ128kmの道路を建設する事業。既存の高速道路とのリンクにより国内の交通網を充実させることが事業の目的。これによって、経済面におけるインパクトとしては、観光業の促進と地方経済の活性化、社会面へのインパクトとしては、地方の貧困層への教育・医療・雇用等の機会の増加、急増する交通事故対策への貢献が見込まれている。実施機関はスリランカ政府・道路開発局。総工費は、300億円以上。1999年、JBICは、128kmのうち、75km区間の道路建設の際に必要な土木工事、資機材調達、コンサルティングサービスに、187億7000万円を円借款供与することを決定。本事業は、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年4月制定)の適用案件ではない。ADBでは、カテゴリAとしている。
指摘された環境・社会影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アジア開発銀行のアカウントビリティ・メカニズムの遵守調査パネルの勧告で指摘されるまでは、事業のEIAが最終的な事業の実施ルートのカバーしていなかった。</li> <li>・ 移転プロセスについて多くの不備があった。例えば、移転・補償の同意取得の際の事業実施主体による不当な圧力、不十分なコンサルテーション、住民への事業・移転・補償についての不十分な情報提供、移転後の補償支払いなどである。また、住民自らが同意した補償の同意書の複写も以前は受け取っていないかった。現在はADBの遵守調査パネルの提言によってこれらは改善されつつある。</li> </ul>
課題及び教訓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2004年6月にFoE Japanが実施した現地調査によって、補償総額、補償総額の内訳に関する文書を影響住民が受け取っていないことが明らかになった。再定住地での聞き取り調査では、「補償総額の一部しか受け取っていない」と主張する住民もいたが、補償総額をそもそも記憶に頼っているため、その主張の正当性を事業者に示す根拠が住民側にはない。また、補償額の内訳もわからなかったため、補償額が果たして適切に見積もられているのかどうかの判断も困難である。しかし、遵守調査パネルの勧告後ということもあってか、2007年7月に実施したFoE Japanによる現地調査では、補償総額、補償総額に関する文書を受け取っている影響住民が多くいた(提言9.3)。</li> </ul>